

これまでの取り組み

石狩市土地開発公社（以下、公社）では、借入金を少しでも減らすため、公社本来の目的である先行取得した公共用地（平成27年度 花川北7・1 給食センター用地など）の処分（市などへの売却）を行うとともに、保有する土地の有償貸し付けを積極的に行ってきました。

また、市では公社から購入した用地の事業化を進めるとともに、公社がこれ以上借入利息などによる借入金を増加させないため、引き続き、市から公社へ無利子貸付を行ってきました。

このような取り組みにより、最高約90億5千万円（平成9年度末）あった借入金残高が前回お知らせした時点で約27億9千万円に、さらに平成27年度末には約19億円まで圧縮することができましたが、市が購入した用地の事業化にも多額の予算を必要とすることから、公社が歴史的に担ってきた「市に代わって公共用地を先行取得する」という役割はほぼ終わつたと判断し、平成28年1月、公社理事会を開催し平成28年度をもって公社を解散することとしました。

その後は関係する法律に基づき、平成28年3月の石狩市議会において、公社の解散（公有地拡大の推進に関する法律第22条第1項）、第三セクター等改革推進債（以下、三セク債）の発行（地方財政法第33条の5の7）、これらに伴う新年度予算（地方自治法第96条）についてそれぞれ提案し、議会の承認を得ました。

解散に向けて

解散の道筋

これまで市は、平成20年3月に作成した石狩市土地開発公社経営健全化計画（平成26年3月第3次改訂）に基づき、平成39年度での公社の解散に向け取り組んできましたが、国（総務省）が創設した三セク債の制度を活用し、平成28年度に前倒しをして公社を解散することにしました。

今回は、前回お知らせした以降の解散に向けた取り組みや、今年度の解散までに取り組まなければならないことなどをお知らせします。

●土地開発公社の役割やこれまでの経緯などについて

「広報いしかり2014年9月号」または市HPの「特集 土地開発公社解散という決断」をご覧ください。

<http://www.city.ishikari.hokkaido.jp/soshiki/hisyokoho/5507.html>

今年度の公社の解散に向けては、最後の処分地となる公共用地(花川北7・1 あいぼーと前公園用地)の処分を進めるほか、そのほかの保有地の有償貸し付けを行います。

しかしながら、これらの取り組みなどで得た収入を公社の借入金返済に充てても、まだ約17億8千万円の借入金が残っています。さらに、借入金の返済に代えて公社が保有している土地で返済(代物弁済)しても、土地の評価額が低くなっている状況から、なお約15億円の借入金が残っています。

この段階で公社には保有地などの財産は無く、借入金残高を返済する術がありません。市としても、今後のさらなる損失拡大を防ぐためには、債権放棄により公社による債務を固定化する方法以外の対案は無いとの判断をし、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、権利放棄の議案を本年9月に開会予定の第3回定例市議会に提案することとなります。

しかしながら、市にとつても年度当初に市が公社に貸し付けた約19億円のうち17億8千万円が現金で返済されないということは、現在の市の財政運営にとつて多大な影響があること、また、負債を抱える第三セクターや公社などを整理し、自治体運営の安定化を図るため国が制度化した「三セク債」についても、公社の債務が大幅に圧縮され、将来に向けて返済を行っていく見通しが立ったことから、三セク債活用の最終年である本年度に実施することになりました。

今後は公社の解散認可申請や三セク債の借入れ、また、解散登記を経て公社の清算手続きを行い、最終的には来年3月末までに全ての手続きを終了する予定になっています。

土地開発公社

公社借入金残高(年度末)

